

新たな「地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

1 趣旨

地球温暖化対策は、人類の存続に関わる重要かつ喫緊の課題である。

本市としては、市域から排出される温室効果ガスが増加傾向にあることや、一昨年8月の豪雨災害が地球温暖化による気候変動と関連しているとの指摘もあり、地球温暖化防止への取組を一層加速させるとともに、地球温暖化により引き起こされる様々な影響に対応するため、新たな「地球温暖化対策地域推進計画」（以下「新計画」という。）を策定する。

2 位置付け（別紙1及び別紙2参照）

新計画は、次の二つの計画を兼ねるものとするとともに、昨年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」の「地域における適応の取組」にも対応したものとする。

① 地球温暖化対策の推進に関する法律の第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編（※1）及び事務・事業編（※2））」

※1 区域施策編とは

広島市の市域から排出される温室効果ガスの削減目標や、その目標の達成に向けて実施する総合的かつ計画的な施策等をまとめたもの。現行の広島市地球温暖化対策地域推進計画に該当する。

※2 事務・事業編とは

市役所自らの事務・事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの削減目標や、その目標の達成に向けて実施する措置の内容等をまとめたもの。現行の広島市役所環境保全実行計画に該当する。

② 第2次広島市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の「地球温暖化・エネルギー対策の推進」等の地球温暖化対策に関する施策方針を踏まえた「実行計画」

これまでは、市役所内部の計画である広島市役所環境保全実行計画を、広島市地球温暖化対策地域推進計画とは別に策定してきたが、新計画では、市役所自らが市内有数の温室効果ガス排出事業者であることを踏まえ、区域施策編で定める取組方針を反映したものとするために、一つの計画として策定する。

3 温室効果ガス排出量削減目標の考え方

(1) 基本的な考え方

地球温暖化問題については、まず、目指すべき姿（※3）を見据えて取り組む必要があることから、中・長期目標を設定した上で、環境基本計画の終期に合わせた短期目標を設定することとする。

※3 目指すべき姿

低炭素社会の構築に向け、『持続可能な低炭素型都市』を想定。

（平成23年度に策定した「世界に誇れる『まち』の実現に向けてー市政推進に当たっての基本コンセプトー」において位置付けている都市の姿）

(2) 削減目標

ア 中・長期目標

中・長期目標については、本市が長期ビジョンとして平成21年度（2009年度）に策定した「広島カーボンマイナス70」に掲げた目標と、その後示された国の目標との整合を図ることとする。

【広島カーボンマイナス70に掲げた中・長期目標】

長期目標：2050年（平成62年）には1990年（平成2年）比 ▲70%

中期目標：2030年（平成42年）には1990年（平成2年）比 ▲50%

【国の温室効果ガス排出量の削減目標】

長期目標：2050年度（平成62年度）には1990年度（平成2年度）比▲80%

中期目標：2030年度（平成42年度）には2013年度（平成25年度）比▲26%

また、中・長期目標を達成するための対策の方向性として、「広島カーボンマイナス70」に定めた対策の方向性（※4）を基本に、今後国が示す予定の中・長期ビジョンに即するよう、必要があれば追加する。

※4 広島カーボンマイナス70に定めた対策の方向性

対策の方向性1：革新的な対策技術を大規模に導入する

対策の方向性2：CO₂排出の少ない都市基盤をつくる

対策の方向性3：すべての主体が行動する

イ 短期目標

(7) 基準年度

平成17年度（2005年度）

現在国が策定中の地球温暖化対策計画で示される目標基準年度に合わせる。

(4) 目標年度

平成32年度（2020年度）

環境基本計画の終期に合わせる。

(7) 目標数値

区域施策編及び事務・事業編それぞれに、具体的な取組施策から見込まれる温室効果ガス排出削減量を算定して設定する。

なお、温室効果ガス排出量は、電力事業者の二酸化炭素排出係数等によっても増減することから、新計画では、従来の温室効果ガス排出量に加え、エネルギー使用量、それらの原単位での目標設定も検討する。

(3) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス

4 新計画の構成等

(1) 構成

地球温暖化は深刻さを増しており、温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和策」については、更なる措置を講ずるとともに、これを加速させる必要がある。

しかし、「緩和策」についての最大限の取組を大前提としても、地球温暖化による気候変動の影響は避けられず、その影響は本市においても現れつつある。このため、「緩和策」を補完する対応として、地球温暖化による気候変動の影響に対する措置を講ずる「適応策」についても取り組む必要がある。

こうした考えの下、新計画は、「緩和策」と「適応策」の2部構成とし、そのうち「緩和策」については、「区域施策編」及び「事務・事業編」に区分する。

(2) 対象とする施策の考え方

ア 緩和策

中・長期目標と中・長期目標を達成するための対策の方向性を踏まえ、各編において、次のとおり施策を検討する。

(7) 「区域施策編」

環境基本計画で定めた基本目標及び地球温暖化対策に関する施策の方針を再整理した上で、温室効果ガス削減策等の具体的な施策を検討する。

本市においては、特に家庭部門と業務部門での温室効果ガスの削減が重要となるため、社会経済活動の場面ごとに施策を整理することで、実際の取組を行う市民や事業者に分かりやすいものにする。

また、エネルギー消費が少ない集約型都市構造への転換を図ることにより、中・長期的な温室効果ガス削減につなげていくため、都市基盤に関する施策について検討する。

(イ) 「事務・事業編」

区域施策編で定める事業活動のうち、業務部門及び運輸部門に関する施策方針や具体的な施策に即して取り組む事業と、産業部門に関する施策方針や具体的な施策に即して取り組む、廃棄物の処理、下水・し尿等の処理及び水道水の供給に係る事業とに区分し、それぞれの事業について具体的な施策を検討する。

イ 適応策

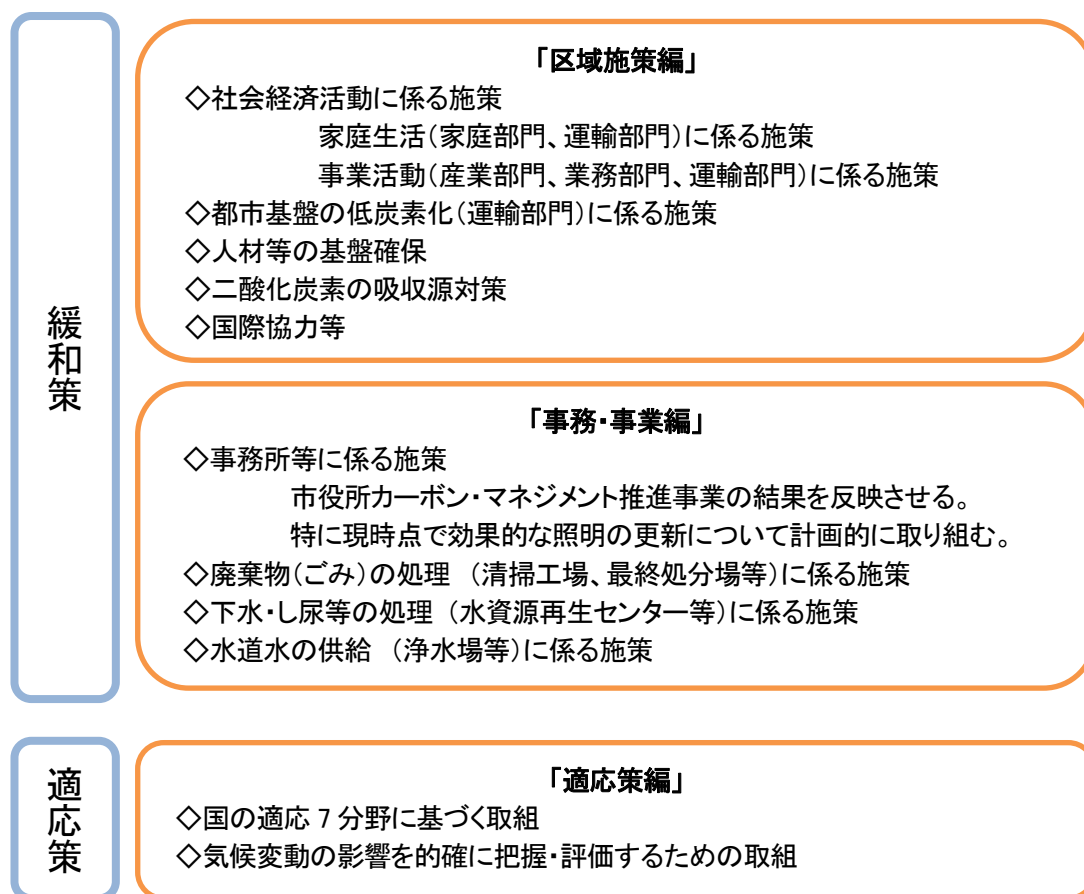
「適応策編」

環境基本計画で定めた方針を踏まえ、まず、国が示す7分野に基づく取組の中から本市においても直ちにに取り組む必要のある施策を検討する。

具体的には、「災害に強く安心して生活できるまちづくり」として取り組んでいる施策や、地域防災計画及び危機管理計画の中に適応策としても効果がある施策が既に盛り込まれていることから、そうした施策を基本にする。

さらに、中・長期的に気候変動の影響に適応するためには、本市における気候変動の影響を的確に把握・評価することが必要であるため、そのための取組を検討する。

【新計画の構成イメージ】



5 現行計画の評価 (別紙3参照)

本市は、平成15年度に策定した現行計画に掲げた「温室効果ガス排出量を平成2年度比で6%削減」という目標の達成に向け、様々な施策に取り組んできたが、人口や世帯数、業務床面積の増加に加え、家電やOA機器の多様化等により、家庭部門や業務部門の温室効果ガス排出量が大幅に増加し、目標達成には至らなかった。

【参考】別紙4「本市の温室効果ガス排出量(平成25年度確定値及び平成26年度速報値)」参照

6 市民・事業所アンケートの実施

新計画を策定するに当たり、目標及び指標の設定、個別具体の施策の検討等の参考とするため、市民や事業所を対象としたアンケートを実施する。

(1) 市民アンケート（別紙5参照）

設問数は30問で、住民基本台帳からの無作為抽出による20歳以上の男女2,500人を対象に実施。

(2) 事業所アンケート（別紙6参照）

設問数は29問で、商工会議所や飲食同業組合、商店街連合会等を通じて選考された500事業所を対象に実施。

(3) 設問の構成

構成	設問数	
	市民	事業所
1 属性	6	7
2 地球温暖化への関心、認識	3	3
3 省エネ等の取組状況 (省エネ行動や省エネ機器導入等の実態及びニーズの把握)	12	12
4 自動車の使用状況 (所有自動車の実態把握、次世代自動車への買い換えニーズの把握等)	4	3
5 公共交通機関や徒歩・自転車へのシフトに必要な施策の把握	1	—
6 温暖化防止に向けた行政への要望 (具体施策等の優先度の把握)	1	2
7 適応策について (地球温暖化の影響についての認識、対応策の優先度の把握等)	2	2
8 環境全般について（環境基本計画に関する質問）	1	—
合計	30	29

7 策定スケジュール

(平成28年)

- ・ 4月6日 第1回審議会 新計画の策定（諮問）
- ・ 4～5月中旬 市民・事業所アンケートの実施
- ・ 7月上旬頃 第2回審議会 新計画（骨子）
- ・ 8月下旬頃 第3回審議会 新計画（素案）
- ・ 9月 国・県・経済界等への意見聴取
- ・ 10月下旬頃 第4回審議会 新計画（素案・修正）
- ・ 11月 新計画（素案）の市議会（委員会）報告
- ・ 12月 市民意見募集

(平成29年)

- ・ 2月中旬頃 第5回審議会 新計画の策定（答申）
- ・ 3月中旬頃 新計画の策定